

トピックス



「フォアグラハギ」が 商標登録されました。

当センターでは平成23年度から地域水産業を活性化させるひとつの手段として、ウマヅラハギの肝臓を肥大化させて付加価値をつける研究を開始し、平成24年度からは開発研究として取り組み、今年度で最終年度となります。

これまでの3年間で蓄積してきた知見によって、ウマヅラハギの養殖技術を高め、肝臓がとても大きなウマヅラハギを生産することができるようになりました。まさに「海のフォアグラ」です。

広島県ではこのたび、この技術を使って養殖されたウマヅラハギを「フォアグラハギ」と名づけ、商標登録しました。

現在、県内の4つの養殖業者に「フォアグラハギ」の試験生産に取り組んでいただいています。そして今年の秋から試験販売を開始し、消費者の方々の反応を窺いながら、商品規格等を定める予定にしています。

来年度以降は、この商品規格に合致したものについて「フォアグラハギ」の商標の使用を認めていきたいと考えており、商標の管理体制に





商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5686654号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK) (標準文字)
フォアグラハギ

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第29類 食用油脂、食用魚介類（生きているものを除く。）、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物

第30類 菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドック、ミートパイ、調味料、その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK (RIGHT)) 広島県広島市中区基町10番52号
広島県

出願番号 (APPLICATION NUMBER) 商願2014-007112
出願日 (FILING DATE) 平成26年 1月31日 (January 31, 2014)
登録日 (REGISTRATION DATE) 平成26年 7月18日 (July 18, 2014)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 7月18日 (July 18, 2014)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION) (続第 1)

登録第5686654号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2014-007112 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第30類) きょうご、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、パスタソース

第31類 釣り用餌、食用魚介類（生きているものに限る。）、飼料用たんぱく、飼料、獣類・魚類（食用のものを除く。）、鳥類及び昆虫類（生きているものに限る。）、種卵

[以下余白]



職員の異動 (4月1日付)

本年度は、1名が転出し、1名が赴任しました。

転出

総務部主幹 佐々木 伸男 保健環境センターへ

転入

総務部主査 田中 亮 会計管理部総務事務課から